

上越市地域防災計画

一般災害対策編

(修正素案)

新旧対照表

令和 4 年 4 月

修正前	修正後	修正理由
<p>第1部 総則</p> <p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第3部 林野火災対策</p> <p>第4部 油流出事故災害対策</p> <p>第5部 海上事故災害対策</p> <p>第6部 鉄道事故災害対策</p> <p>第7部 道路事故災害対策</p> <p>第8部 危険物等事故災害対策</p> <p>第9部 集団事故災害対策</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第3部 林野火災対策</p> <p>第4部 油流出事故災害対策</p> <p>第5部 海上事故災害対策</p> <p>第6部 鉄道事故災害対策</p> <p>第7部 道路事故災害対策</p> <p>第8部 危険物等事故災害対策</p> <p>第9部 集団事故災害対策</p>	
<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第4節 想定する災害……………</p> <p>第5節 本編に定めのない事項……………</p> <p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第4節 想定する災害……………</p> <p>第5節 本編に定めのない事項……………</p> <p>第2部 大規模火災対策</p> <p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	
第3章 災害応急対策計画……………	第3章 災害応急対策計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	
第4章 災害復旧計画……………	第4章 災害復旧計画……………	
第1節 鎮火後の措置……………	第1節 鎮火後の措置……………	
第3部 林野火災対策	第3部 林野火災対策	
第1章 序 論……………	第1章 序 論……………	
第2章 災害予防計画……………	第2章 災害予防計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	
第3章 災害応急対策計画……………	第3章 災害応急対策計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	
第4章 災害復旧計画……………	第4章 災害復旧計画……………	
第1節 鎮火後の措置……………	第1節 鎮火後の措置……………	
第2節 二次災害の防止活動……………	第2節 二次災害の防止活動……………	
第4部 油流出事故災害対策	第4部 油流出事故災害対策	
第1章 序 論……………	第1章 序 論……………	
第2章 災害予防計画……………	第2章 災害予防計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	

修正前	修正後	修正理由
<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p> <p>第4章 災害復旧計画……………</p> <p>第1節 油濁損害賠償保障制度の概要……………</p> <p>第2節 賠償・補償請求主体の役割……………</p> <p>第3節 漁業経営の安定対策……………</p> <p>第4節 風評被害の防止対策……………</p>	<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p> <p>第4章 災害復旧計画……………</p> <p>第1節 油濁損害賠償保障制度の概要……………</p> <p>第2節 賠償・補償請求主体の役割……………</p> <p>第3節 漁業経営の安定対策……………</p> <p>第4節 風評被害の防止対策……………</p>	
<p>第5部 海上事故災害対策</p>	<p>第5部 海上事故災害対策</p>	
<p>第1章 序 論……………</p>	<p>第1章 序 論……………</p>	
<p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p>	<p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p>	
<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p>	<p>第3章 災害応急対策計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………</p> <p>第3節 応急対策の実施……………</p>	
<p>第4章 災害復旧計画……………</p> <p>第1節 事故船舶等の撤去……………</p> <p>第2節 漂流油等に対する対応……………</p>	<p>第4章 災害復旧計画……………</p> <p>第1節 事故船舶等の撤去……………</p> <p>第2節 漂流油等に対する対応……………</p>	
<p>第6部 鉄道事故災害対策</p>	<p>第6部 鉄道事故災害対策</p>	
<p>第1章 序 論……………</p>	<p>第1章 序 論……………</p>	
<p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p>	<p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 計画の方針……………</p> <p>第2節 それぞれの役割……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>第3節 応急対策の実施</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 建築機材の現況把握及び運用</p> <p>第2節 技術者の現況把握及び活用</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>第3節 応急対策の実施</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 建築機材の現況把握及び運用</p> <p>第2節 技術者の現況把握及び活用</p>	
<p>第7部 道路事故災害対策</p> <p>第1章 序論</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 それぞれの役割</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>第3節 応急対策の実施</p> <p>第4章 災害復旧計画</p>	<p>第7部 道路事故災害対策</p> <p>第1章 序論</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 それぞれの役割</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>第3節 応急対策の実施</p> <p>第4章 災害復旧計画</p>	
<p>第8部 危険物等事故災害対策</p> <p>第1章 序論</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 それぞれの役割</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p>	<p>第8部 危険物等事故災害対策</p> <p>第1章 序論</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2節 それぞれの役割</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p>	

修正前	修正後	修正理由
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	
第4章 災害復旧計画……………	第4章 災害復旧計画……………	
第9部 集団事故災害対策	第9部 集団事故災害対策	
第1章 序 論……………	第1章 序 論……………	
第2章 災害予防計画……………	第2章 災害予防計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 それぞれの役割……………	第2節 それぞれの役割……………	
第3章 災害応急対策計画……………	第3章 災害応急対策計画……………	
第1節 計画の方針……………	第1節 計画の方針……………	
第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	第2節 市及び防災関係機関の活動体制……………	
第3節 応急対策の実施……………	第3節 応急対策の実施……………	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築</p> <p style="padding-left: 2em;">_____市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象に日頃から関心を持つ_____。</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 企業等は、その立地する地域において、市民の行う防災活動への協力を努める。</p> <p>② 地域の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動に努める。_____</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p style="padding-left: 2em;">防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める_____。</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画_____の視点に立った対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画_____の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築</p> <p style="padding-left: 2em;">自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることから、市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自ら守る」という意識を持ち行動するよう努める。</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 企業等は、その立地する地域において、市民の行う防災活動への協力を努める。</p> <p>② 地域の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動を行い、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p style="padding-left: 2em;">防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。</p> <p>③ 感染症対策の観点を取り入れた防災対策</p> <p style="padding-left: 2em;">令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>④ 計画の実効性の確保</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（上越森林管理署）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>他の計画と整合性を図る修正 R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、計画内容の習熟を図る。</p> <p>(4) 市全体の防災力の計画的な向上</p> <p>市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するほか、市民・企業等にも広く参画を求めて地域防災力の充実強化を図るとともに、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。</p> <p>2 防災関係機関及び市民の責務</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 県の責務</p> <p>県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、<u>市町村を包含する広域的な地方公共団体として、以下の対策を講じる。</u></p> <p>① (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <hr/> <p>② 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。</p> <p>③ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。</p> <p>④ この計画の実効性を高め、<u>地震災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p>	<p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、計画内容の習熟を図る。</p> <p>(5) 市全体の防災力の計画的な向上</p> <p>市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するほか、市民・企業等にも広く参画を求めて地域防災力の充実強化を図るとともに、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。</p> <p>2 防災関係機関及び市民の責務</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p><u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p><u>男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(2) 県の責務</p> <p>県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、<u>以下の対策を講じる。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p>③ <u>災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、男女共同参画センターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。</u></p> <p>④ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。</p> <p>⑤ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。</p> <p>⑥ この計画の実効性を高め、<u>災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>他の計画と整合性を図る修正 R4.3月</p>

上越市地域防災計画 一般災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
上越市	1～4 (略) 5 災害広報並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告、指示に関すること 6～16 (略)	上越市	1～4 (略) 5 災害広報並びに_____高齢者等避難_____の発令、避難指示等_____に関すること 6～16 (略)	災害対策基本法の一部改正
【消防機関】		【消防機関】		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	災害対策基本法の一部改正
上越地域消防事務組合	1～4 (略)	上越地域消防事務組合	1～4 (略)	
【新潟県】		【新潟県】		災害対策基本法の一部改正
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
新潟県	1～5 (略) 6 避難の勧告、指示に関すること 7 市の実施する避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	新潟県	1～5 (略) 6 避難指示等_____に関すること 7 市の実施する_____高齢者等避難_____の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8～19 (略)	
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	災害対策基本法の一部改正
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		災害対策基本法の一部改正
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	災害対策基本法の一部改正
上越森林管理署	1～3 (略)	上越森林管理署	1～3 (略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	1～6 (略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	1～6 (略)	災害対策基本法の一部改正
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、_____水象の観測及び_____その成果の収集、_____発表に関すること 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、_____水象の予報・_____警報等の防災_____情報の発表、伝達及び解説に関するこ	東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説に関するこ	

上越市地域防災計画 一般災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
	と 3～5 (略)		と 3～5 (略)	県計画を踏まえた修正（文言整理） R2.10月 関係機関の意見に基づく修正（新潟気象台）R3.3月 災害時医療救護活動マニュアル改正の反映 H31.3月
上越労働基準監督署	(略)	上越労働基準監督署	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	(略)	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	
東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	1～2 (略) 3 災害時の輸血用血液_____の供給に関すること 4～5 (略)	日本赤十字社 新潟県支部	1～2 (略) 3 災害時の輸血用血液等血液製剤の供給に関すること 4～5 (略)	
日本放送協会	(略)	日本放送協会	(略)	
日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社	(略)	
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	
東北電力株式会社 上越営業所 (追加) _____ _____	(略)	東北電力株式会社 上越営業所 東北電力ネットワーク株式会社 上越電力センター	(略)	
日本通運株式会社 新潟支店	(略)	日本通運株式会社 高田支店	(略)	

修正前		修正後		修正理由
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		分社化の反映
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)	
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	
佐渡汽船株式会社	(略)	佐渡汽船株式会社	(略)	
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック 協会 上越支部	(略)	新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 北信越支社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック 協会 上越支部	(略)	
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合 テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	株式会社新潟放送 株式会社NST新潟総合 テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 (削除) — (削除) 上越ケーブルビジョン株式会 社	(略)	
株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	
一般社団法人新潟県医師 会	(略)	一般社団法人新潟県医師 会	(略)	
				関係機関の意見に 基づく修正（新潟 県トラック協会上 越支部）R4.3月
				関係機関の意見に 基づく修正（新潟 県トラック協会上 越支部）R4.3月
				組織名変更
				県計画を踏まえた 修正（新潟県民エ フエム放送網が、 令和2年6月30 日に「FM PORT」を廃局した

上越市地域防災計画 一般災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会		一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会		ため) R2.10月 コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月
一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	(略)	一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	(略)	
公益社団法人新潟県看護協会	(略)	公益社団法人新潟県看護協会	(略)	
公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における _____ 妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		県計画を踏まえた修正(災害時の役割の追記) H31.3月
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	
一般社団法人上越医師会	(略)	一般社団法人上越医師会	(略)	
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	
病院、診療所	(略)	病院、診療所	(略)	
上越商工会議所 商工会	(略)	上越商工会議所 商工会	(略)	
公庫・金融機関	(略)	公庫・金融機関	(略)	
一般運輸事業者	(略)	一般運輸事業者	(略)	
一般建設事業者	(略)	一般建設事業者	(略)	
危険物関係施設の管理者	(略)	危険物関係施設の管理者	(略)	
公益社団法人上越市有線 放送電話協会	(略)	公益社団法人上越市有線 放送電話協会	(略)	
株式会社上越タイムス	(略)	株式会社上越タイムス	(略)	
社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)	社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)	
上越市町内会長連絡協議	(略)	上越市町内会長連絡協議	(略)	

修正前		修正後		修正理由																												
会（上越市防災委員会）		会（上越市防災委員会）																														
自主防災組織（町内会）	（略）	自主防災組織（町内会）	（略）																													
NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	（略）	NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	（略）																													
新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	（略）	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	（略）																													
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第3節 上越市の特性</div> <p>1 位置・面積等</p> <p>本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接している。</p> <p>また、東西約44.6km、南北約44.2kmの広がりを持ち、総面積は973.81k㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約40kmに及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">市役所の位置</th> <th rowspan="2">面積 (km²)</th> <th colspan="2">広ぼう (km)</th> </tr> <tr> <th>東 経</th> <th>北 緯</th> <th>東西</th> <th>南北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>138度14分9.7秒</td> <td>37度8分52.2秒</td> <td>973.81</td> <td>44.6</td> <td>44.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自然条件</p>		市役所の位置		面積 (km ²)	広ぼう (km)		東 経	北 緯	東西	南北	138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.81	44.6	44.2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第3節 上越市の特性</div> <p>1 位置・面積等</p> <p>本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接している。</p> <p>また、東西約44.6km、南北約44.2kmの広がりを持ち、総面積は973.89k㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約40kmに及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">市役所の位置</th> <th rowspan="2">面積 (km²)</th> <th colspan="2">広ぼう (km)</th> </tr> <tr> <th>東 経</th> <th>北 緯</th> <th>東西</th> <th>南北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>138度14分9.7秒</td> <td>37度8分52.2秒</td> <td>973.89</td> <td>44.6</td> <td>44.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自然条件</p>		市役所の位置		面積 (km ²)	広ぼう (km)		東 経	北 緯	東西	南北	138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.89	44.6	44.2	面積変更 R2.10月
市役所の位置		面積 (km ²)	広ぼう (km)																													
東 経	北 緯		東西	南北																												
138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.81	44.6	44.2																												
市役所の位置		面積 (km ²)	広ぼう (km)																													
東 経	北 緯		東西	南北																												
138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.89	44.6	44.2																												

修正前	修正後	修正理由												
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象の特徴</p> <p>① (略)</p> <p>② 雪</p> <p>北西の季節風のため、一般的に山沿いが平野部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生する等、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。降雪の多い地域では、1日（24時間）の降雪量が1mを超える場合も珍しくなく、昭和2年や昭和20年、昭和38年、昭和59年、平成13年、平成24年_____の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあってきた。</p> <p style="text-align: center;">雪の降り方と降雪地域</p> <table border="1" data-bbox="178 753 1302 982"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>気象現象と降雪地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山雪型降雪</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>里雪型降雪</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。【上越市（ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）平成22年4月1日】、例年、早いところで11月頃から降雪があり、遅いところでは翌年4月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中間に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。</p>	種 類	気象現象と降雪地域	山雪型降雪	(略)	里雪型降雪	(略)	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象の特徴</p> <p>① (略)</p> <p>② 雪</p> <p>北西の季節風のため、一般的に山沿いが平野部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生する等、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。降雪の多い地域では、1日（24時間）の降雪量が1mを超える場合も珍しくなく、昭和2年や昭和20年、昭和38年、昭和59年、平成13年、平成24年、<u>令和3年</u>の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあってきた。</p> <p style="text-align: center;">雪の降り方と降雪地域</p> <table border="1" data-bbox="1424 753 2549 982"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>気象現象と降雪地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山雪型降雪</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>里雪型降雪</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。【上越市（ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）平成22年4月1日】、例年、早いところで11月頃から降雪があり、遅いところでは翌年4月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中間に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。</p>	種 類	気象現象と降雪地域	山雪型降雪	(略)	里雪型降雪	(略)	<p>時点修正（雪対策室）R4.3月</p>
種 類	気象現象と降雪地域													
山雪型降雪	(略)													
里雪型降雪	(略)													
種 類	気象現象と降雪地域													
山雪型降雪	(略)													
里雪型降雪	(略)													

修正前	修正後	修正理由
<div data-bbox="261 306 1160 947"> <p>市内における累計降雪量の観測値 観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13区は各区総合事務所</p> </div> <p>③～⑥ (略)</p> <p>3 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、平成27年国勢調査によると196,987人で平成22年調査に比べ6,912人、3.4%減少している。また、年齢区分別人口では、年少人口（15歳未満）が12.8%、生産年齢人口（15～64歳）が57.1%、老年人口（65歳以上）が30.1%となっており、平成22年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。</p> <p>年齢区分別の構成を詳しく見ると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成22年より約5,400人増加し、10.1%の伸びを示している。</p> <p>さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成22年より約9千人減少している。</p> <p>また、平成27年国勢調査による一般世帯数は70,809世帯で、1世帯当たりの人員は2.69人となっており、世帯数及び1世帯当たりの人員は横ばい傾向にある。</p> <p>将来的な人口見通しについては、昭和60年（216,348人）をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。</p>	<div data-bbox="1537 306 2415 947"> <p>市内における累計降雪量の観測値 観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13区は各区総合事務所</p> </div> <p>③～⑥ (略)</p> <p>3 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、令和2年国勢調査によると188,047人で平成27年調査に比べ8,940人、4.5%減少している。また、年齢区分別人口では、年少人口（15歳未満）が11.9%、生産年齢人口（15～64歳）が55.0%、老年人口（65歳以上）が33.1%となっており、平成27年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。</p> <p>年齢区分別の構成を詳しく見ると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成27年より約2,500人増加し、4.2%の伸びを示している。</p> <p>さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成27年より約3千人減少している。</p> <p>また、令和2年国勢調査による一般世帯数は72,655世帯で、1世帯当たりの人員は2.51人となっており、世帯数は増加、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。</p> <p>将来的な人口見通しについては、昭和60年（216,348人）をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。</p>	<p>時点修正 R4.3月</p> <p>国勢調査に基づく修正</p>

修正前							修正後							修正理由
人口及び世帯の概要							人口及び世帯の概要							
国勢調査 実施年	総人口	年齢3区分別人口				世帯 一般世帯数 1世帯当たり人 員	国勢調査 実施年	総人口	年齢3区分別人口				世帯 一般世帯数 1世帯当たり人 員	
		年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	うち 75歳以上				年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	うち 75歳以上		
平成22年	203,899人	27,584人 (13.7%)	120,754人 (59.8%)	53,542人 (26.5%)	29,102人 (14.4%)	71,170世帯 2.79人	平成27年	196,987人	25,048人 (12.8%)	111,997人 (57.1%)	58,970人 (30.1%)	31,062人 (15.8%)	70,809世帯 2.69人	
平成27年	196,987人	25,048人 (12.8%)	111,997人 (57.1%)	58,970人 (30.1%)	31,062人 (15.8%)	70,809世帯 2.69人	令和2年	188,047人	22,044人 (11.9%)	102,314人 (55.0%)	61,460人 (33.1%)	32,056人 (17.3%)	72,655世帯 2.51人	

(注) 総人口には、年齢不詳を含む (出所：国勢調査)

【総人口及び年齢区分別人口の推移】

出典：国勢調査（総務省統計局）

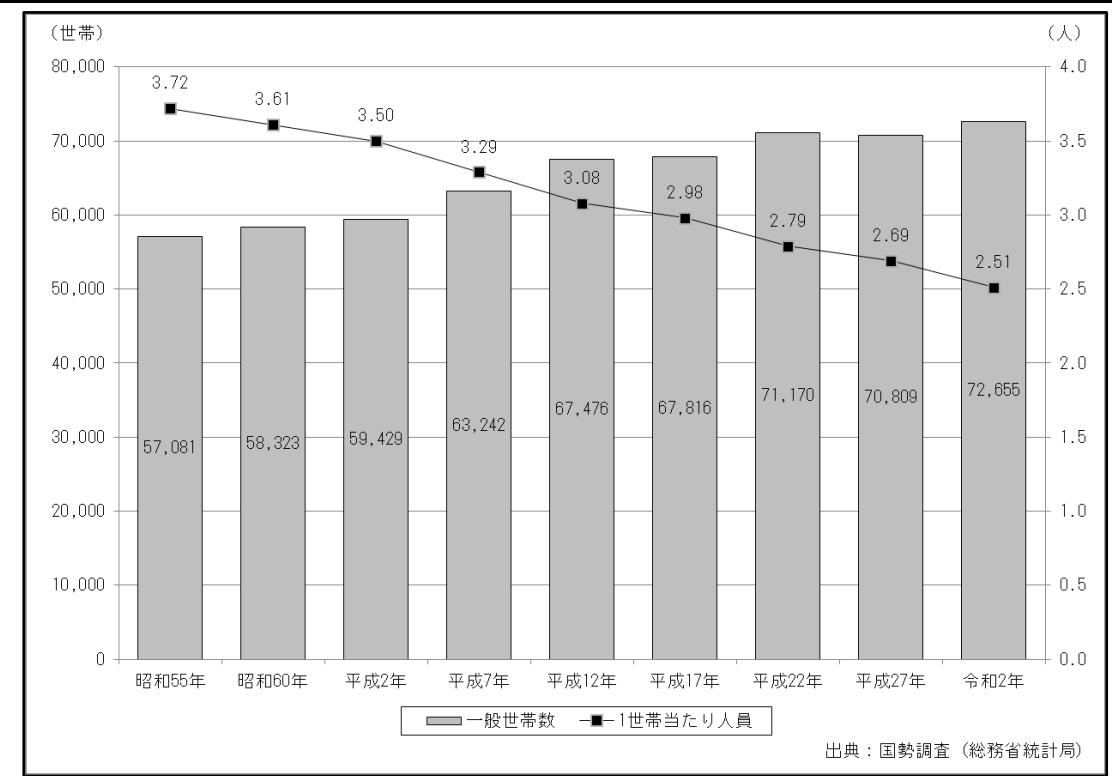
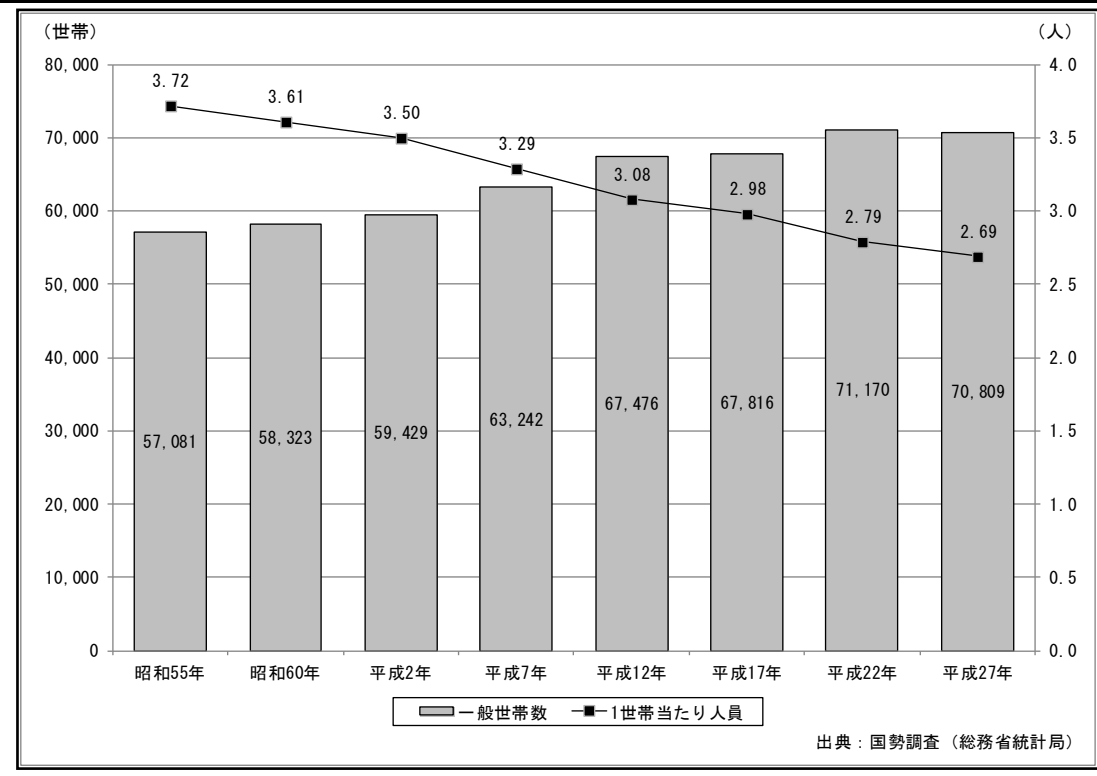
【総人口及び年齢区分別人口の推移】

出典：国勢調査（総務省統計局）

【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】

【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】

修正前	修正後	修正理由
-----	-----	------



【年齢別人口及び人口密度】

地区名等	年	総人口(人) (a)	年齢3区分別人口(人)				面積(k㎡) (b) ※	人口密度 (a) / (b) ※
			15歳未満	15~64歳	65歳以上	うち75歳以上		
市計	H22	203,899	27,584	120,754	53,542	29,102	973.61	209.4
	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052	973.81	202.3
合併前の上越市	H22	134,701	18,881	81,538	32,340	16,765	249.3	540.3
	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687		533.2
安塚区	H22	2,878	280	1,455	1,135	680	70.23	41.0
	H27	2,491	184	1,139	1,168	731		35.5
浦川原区	H22	3,763	464	2,058	1,237	782	50.64	74.3
	H27	3,442	396	1,786	1,260	760		68.0
大島区	H22	1,927	175	902	850	526	71.64	26.9
	H27	1,613	116	713	784	503		22.5
牧区	H22	2,322	186	1,136	999	621	61.35	37.8
	H27	2,001	161	899	940	586		32.6
柿崎区	H22	10,660	1,261	6,047	3,352	1,905	85.39	124.8
	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882		115.2

【年齢別人口及び人口密度】

地区名等	年	総人口(人) (a)	年齢3区分別人口(人)				面積(k㎡) (b) ※	人口密度 (a) / (b) ※
			15歳未満	15~64歳	65歳以上	うち75歳以上		
市計	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052	973.81	202.3
	R2	188,047	22,044	102,314	61,460	32,056	973.89	193.1
合併前の上越市	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687	249.3	533.2
	R2	129,454	16,231	72,383	38,736	19,991		519.3
安塚区	H27	2,491	184	1,139	1,168	731	70.23	35.5
	R2	2,069	111	864	1,087	649		29.5
浦川原区	H27	3,442	396	1,786	1,260	760	50.64	68.0
	R2	3,111	336	1,504	1,270	706		61.4
大島区	H27	1,613	116	713	784	503	71.64	22.5
	R2	1,289	83	484	722	440		18.0
牧区	H27	2,001	161	899	940	586	61.35	32.6
	R2	1,629	97	685	847	520		26.6
柿崎区	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882	85.39	115.2
	R2	8,901	886	4,348	3,657	1,892		104.2

修正前								修正後								修正理由	
大潟区	H22	9,950	1,237	6,058	2,615	1,367	16.32	609.7	大潟区	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444		16.32
	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444		580.6		R2	9,096	967	4,979	3,106	1,541	557.4	
頸城区	H22	9,499	1,480	5,810	2,204	1,233	38.3	248.0	頸城区	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343	38.3	242.0
	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343		242.0		R2	9,176	1,067	5,401	2,675	1,360		239.6
吉川区	H22	4,770	605	2,542	1,623	925	76.61	62.3	吉川区	H27	4,234	435	2,188	1,611	930	76.61	55.3
	H27	4,234	435	2,188	1,611	930		55.3		R2	3,669	277	1,803	1,587	888		47.9
中郷区	H22	4,303	507	2,441	1,355	813	43.56	98.8	中郷区	H27	3,867	378	2,051	1,435	751	43.56	88.8
	H27	3,867	378	2,051	1,435	751		88.8		R2	3,390	266	1,639	1,477	727		77.8
板倉区	H22	7,327	989	4,113	2,225	1,315	66.51	110.2	板倉区	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340	66.51	102.7
	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340		102.7		R2	6,248	684	3,214	2,346	1,260		93.9
清里区	H22	3,015	400	1,686	915	548	37.54	80.3	清里区	H27	2,780	335	1,518	921	523	37.54	74.1
	H27	2,780	335	1,518	921	523		74.1		R2	2,453	247	1,261	945	505		65.3
三和区	H22	5,918	833	3,422	1,658	979	39.3	150.6	三和区	H27	5,625	740	3,114	1,771	966	39.3	143.1
	H27	5,625	740	3,114	1,771	966		143.1		R2	5,218	587	2,696	1,922	992		132.8
名立区	H22	2,866	286	1,546	1,034	643	65.94	43.5	名立区	H27	2,609	246	1,322	1,039	606	65.94	39.6
	H27	2,609	246	1,322	1,039	606		39.6		R2	2,344	205	1,053	1,038	585		35.5

(注) 総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12 調査での値を採用した。
また、人口密度も、H12 調査での面積の値で計算した（市計以外）。

(出所：国勢調査)

(2) 建 物

本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合わせて 168,750 棟の建物が存在し、このうち 141,961 棟が木造建物で、全体の 84.1% を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が 11,127 棟（全体の 6.6%）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。

構造別・年代別の建物現況棟数（平成 24 年 1 月 1 日現在）

建築年代	木造建物	非木造建物	全建物
昭和 25 年以前	<u>11,127</u> (6.6%)	<u>78</u> (0.0%)	<u>11,205</u> (6.6%)
昭和 26～35 年	<u>5,842</u> (3.5%)	<u>126</u> (0.1%)	<u>5,968</u> (3.5%)
昭和 36～46 年	<u>22,762</u> (13.5%)	<u>2,165</u> (1.3%)	<u>24,927</u> (14.8%)
昭和 47～56 年	<u>36,522</u> (21.6%)	<u>4,891</u> (2.9%)	<u>41,413</u> (24.5%)
昭和 57 年以降	<u>57,018</u> (33.8%)	<u>19,448</u> (11.5%)	<u>76,466</u> (45.3%)
年代不明	<u>8,690</u> (5.1%)	<u>81</u> (0.0%)	<u>8,771</u> (5.2%)
合 計	<u>141,961</u> (84.1%)	<u>26,789</u> (15.9%)	<u>168,750</u> (100%)

(出所：上越市)

(注) 総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12 調査での値を採用した。
また、人口密度も、H12 調査での面積の値で計算した（市計以外）。

(出所：国勢調査)

(2) 建 物

本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合わせて 124,595 棟の建物が存在し、このうち 107,019 棟が木造建物で、全体の 85.8% を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が 7,769 棟（全体の 6.2%）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。

構造別・年代別の建物現況棟数（令和 3 年 1 月 1 日現在）

建築年代	木造建物	非木造建物	全建物
昭和 25 年以前	<u>7,769</u> (6.2%)	<u>59</u> (0.1%)	<u>7,828</u> (6.3%)
昭和 26～35 年	<u>4,418</u> (3.5%)	<u>88</u> (0.1%)	<u>4,506</u> (3.6%)
昭和 36～46 年	<u>16,640</u> (13.3%)	<u>1,666</u> (1.3%)	<u>18,306</u> (14.7%)
昭和 47～56 年	<u>24,057</u> (19.3%)	<u>3,573</u> (2.9%)	<u>27,630</u> (22.2%)
昭和 57 年以降	<u>47,338</u> (38.0%)	<u>12,123</u> (9.7%)	<u>59,461</u> (47.7%)
年代不明	<u>6,797</u> (5.5%)	<u>67</u> (0.1%)	<u>6,864</u> (5.5%)
合 計	<u>107,019</u> (85.8%)	<u>17,576</u> (14.2%)	<u>124,595</u> (100%)

(出所：上越市)

時点修正

修正前	修正後	修正理由
第4節～第5節 (略)	第4節～第5節 (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第2部 大規模火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>市街地を大規模な火災による破壊から守るため、市及び県、関係機関は、大規模火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 市街地等の現況と想定する災害</p> <p>本対策計画では、強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な市街地火災が発生し、県及び自衛隊等へ消火活動等の応援を要請や、付近の住民等に避難勧告を出す等の対応が必要となる規模の災害を想定する。</p>	<p style="text-align: center;">第2部 大規模火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>市街地を大規模な火災による破壊から守るため、市及び県、関係機関は、大規模火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 市街地等の現況と想定する災害</p> <p>本対策計画では、強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な市街地火災が発生し、県及び自衛隊等へ消火活動等の応援を要請や、付近の住民等に避難指示を出す等の対応が必要となる規模の災害を想定する。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課</p> <p style="text-align: center;">第1節～第2節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課</p> <p style="text-align: center;">第1節～第2節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 上越地域消防事務組合は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、(追加) 自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて消防組織法第39条及び第44条に基づく新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく緊急消防援助隊の応援要請を迅速に行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 上越地域消防事務組合は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、関係機関に協力要請を行うほか、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて消防組織法第39条及び第44条に基づく新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく緊急消防援助隊の応援要請を迅速に行う。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（関係機関への協力要請を行うことの追記）H31.3</p>

修正前	修正後	修正理由
(4)～(6) (略) 3～5 (略)	(4)～(6) (略) 3～5 (略)	月
<p data-bbox="130 506 831 554">第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p data-bbox="130 625 308 659">1～2 (略)</p> <p data-bbox="130 758 371 791">3 市の活動体制</p> <p data-bbox="130 806 685 884">(1) (略) (2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="130 898 1350 1108">① 災害対策本部の設置 市長は、気象状況及び火災の延焼拡大等により避難勧告等の発表が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。 組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p data-bbox="130 1123 284 1157">② (略)</p> <p data-bbox="130 1213 308 1247">4～5 (略)</p>	<p data-bbox="1380 506 2080 554">第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p data-bbox="1380 625 1558 659">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1380 716 1620 749">3 市の活動体制</p> <p data-bbox="1380 764 1932 842">(1) (略) (2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="1380 856 2599 1066">① 災害対策本部の設置 市長は、気象状況及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。 組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p data-bbox="1380 1081 1534 1115">② (略)</p> <p data-bbox="1380 1171 1558 1205">4～5 (略)</p>	<p data-bbox="2626 898 2834 1016">災害対策基本法の一部改正 文言整理</p>
<p data-bbox="130 1314 412 1362">第3節 (略)</p>	<p data-bbox="1380 1314 1691 1362">第3節 (略)</p>	
<p data-bbox="537 1430 937 1463" style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p data-bbox="130 1541 412 1589">第1節 (略)</p>	<p data-bbox="1783 1430 2184 1463" style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p data-bbox="1380 1541 1662 1589">第1節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第3部 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定する災害</p> <p>強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な林野火災が発生し、県及び自衛隊等へ空中消火活動等の応援を要請や、付近の住民等に避難勧告を出す等の対応が必要となる規模の災害を想定する。</p>	<p style="text-align: center;">第3部 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定する災害</p> <p>強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な林野火災が発生し、県及び自衛隊等へ空中消火活動等の応援を要請や、付近の住民等に避難指示を出す等の対応が必要となる規模の災害を想定する。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課、農林水産整備課</p> <p>第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課、農林水産整備課</p> <p>第1節 (略)</p>	
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 林業等の従事者の役割</p> <p>作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 市の役割</p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 林業等の従事者の役割</p> <p>作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>さらに、林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実を図る。</p> <p>4 市の役割</p>	<p>県計画を踏まえた修正（「林野火災対応マニュアル（農林水産治山課）」の改定に伴う修正） R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた</p>

<p>(1) 火災予防体制の整備 ①～④ (略) (追加)</p> <hr/> <p>⑤ 気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防団及び上越地域消防事務組合による警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、<u>エフエム上越</u>、<u>上越ケーブルビジョン</u>及び上越市有線放送電話協会等を通じて市民に周知する。また、火災警報を発令した旨を県に通報する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(1) 火災予防体制の整備 ①～④ (略) ⑤ 市は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、<u>平時から入林者情報等の把握に努める。</u></p> <p>⑥ 気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防団及び上越地域消防事務組合による警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、<u>(削除)</u>、<u>上越ケーブルビジョン</u>及び上越市有線放送電話協会等を通じて市民に周知する。また、火災警報を発令した旨を県に通報する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>修正(「林野火災対応マニュアル(農林水産治山課)」の改定に伴う修正) コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月</p>
<p>第3章 災害応急対策計画</p>		
<p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p>		
<p>第1節 計画の方針</p>		
<p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務 (1)～(3) (略) (4) 市の責務 ① 森林等の利用者_____の安全確保のため広報、避難誘導を行う。 ②～④ (略) (5)～(7) (略) (8) 県警察 ① (略) ② 消防車両の通行確保のため交通規制を行う。また、森林等の利用者_____の安全確保のため広報、避難誘導を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務 (1)～(3) (略) (4) 市の責務 ① 森林等の利用者<u>及び作業員</u>の安全確保のため広報、避難誘導を行う。 ②～④ (略) (5)～(7) (略) (8) 県警察 ① (略) ② 消防車両の通行確保のため交通規制を行う。また、森林等の利用者<u>及び作業員</u>の安全確保のため広報、避難誘導を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理) R3.3月 県計画を踏まえた修正(文言整理) R3.3月</p>
<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p>		

<p>1～2 (略)</p> <p>3 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、気象状況及び火災の延焼拡大等により避難勧告等の発表が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p>市長は、気象状況及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正 文言整理</p>																																																				
<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ヘリコプターの受入れ準備</p> <p>① 指定されているヘリポート適地の中から、機数や機種に応じて適地を選定して使用する。</p> <p>② ヘリコプターの機数及び機種等に応じて、自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）、又は空中消火用水のうへの給水体制を整備する。</p> <p>新潟県の空中消火用資機材等の保有状況（平成28年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品名等</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">資機材</td> <td>空中消火用水のう（7,570^{リットル}）※1</td> <td>1基（注）</td> <td rowspan="5">} 消火薬液 60t分</td> </tr> <tr> <td>同上（1,800^{リットル}）</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>同上（1,000^{リットル}）※2</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>同上（700^{リットル}）</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>消火薬液調整用混合機</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火薬液調整用組立式水槽（2,500^{リットル}）</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">薬剤</td> <td>化学消火剤「マップ」（1袋30kg）</td> <td>300袋</td> <td rowspan="3">}</td> </tr> <tr> <td>消火液用増粘剤[CMC]（1袋20kg）</td> <td>60袋</td> </tr> <tr> <td>消火液染剤（1缶10kg）</td> <td>7缶</td> </tr> </tbody> </table>	項目	品名等	数量	備考	資機材	空中消火用水のう（7,570 ^{リットル} ）※1	1基（注）	} 消火薬液 60t分	同上（1,800 ^{リットル} ）	2基	同上（1,000 ^{リットル} ）※2	1基	同上（700 ^{リットル} ）	2基	消火薬液調整用混合機	2基		消火薬液調整用組立式水槽（2,500 ^{リットル} ）	2基		薬剤	化学消火剤「マップ」（1袋30kg）	300袋	}	消火液用増粘剤[CMC]（1袋20kg）	60袋	消火液染剤（1缶10kg）	7缶	<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ヘリコプターの受入れ準備</p> <p>① 指定されているヘリポート適地の中から、機数や機種に応じて適地を選定して使用する。</p> <p>② ヘリコプターの機数及び機種等に応じて、自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）、又は空中消火用水のうへの給水体制を整備する。</p> <p>新潟県の空中消火用資機材等の保有状況（令和2年10月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品名等</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">資機材</td> <td>空中消火用水のう（7,570^{リットル}）※1</td> <td>1基（注）</td> <td rowspan="5">}</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>同上（1,000^{リットル}）※2</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">薬剤</td> <td>化学消火剤「マップ」（1袋30kg）</td> <td>85袋</td> <td rowspan="3">}</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>消火液染剤（1缶10kg）</td> <td>3缶</td> </tr> </tbody> </table>	項目	品名等	数量	備考	資機材	空中消火用水のう（7,570 ^{リットル} ）※1	1基（注）	}	(削除)	(削除)	同上（1,000 ^{リットル} ）※2	1基	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	薬剤	化学消火剤「マップ」（1袋30kg）	85袋	}	(削除)	(削除)	消火液染剤（1缶10kg）	3缶	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正） R2.10月 県計画を踏まえた修正（時点修正） R3.3月</p>
項目	品名等	数量	備考																																																			
資機材	空中消火用水のう（7,570 ^{リットル} ）※1	1基（注）	} 消火薬液 60t分																																																			
	同上（1,800 ^{リットル} ）	2基																																																				
	同上（1,000 ^{リットル} ）※2	1基																																																				
	同上（700 ^{リットル} ）	2基																																																				
	消火薬液調整用混合機	2基																																																				
	消火薬液調整用組立式水槽（2,500 ^{リットル} ）	2基																																																				
薬剤	化学消火剤「マップ」（1袋30kg）	300袋	}																																																			
	消火液用増粘剤[CMC]（1袋20kg）	60袋																																																				
	消火液染剤（1缶10kg）	7缶																																																				
項目	品名等	数量	備考																																																			
資機材	空中消火用水のう（7,570 ^{リットル} ）※1	1基（注）	}																																																			
	(削除)	(削除)																																																				
	同上（1,000 ^{リットル} ）※2	1基																																																				
	(削除)	(削除)																																																				
	(削除)	(削除)																																																				
薬剤	化学消火剤「マップ」（1袋30kg）	85袋	}																																																			
	(削除)	(削除)																																																				
	消火液染剤（1缶10kg）	3缶																																																				

上越市地域防災計画 一般災害対策編 第3部 林野火災対策

<p>保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地（群馬県北群馬郡榛東村） ※2は、新潟県消防防災航空隊基地（新潟空港内） それ以外は、新潟県消防学校（新潟市西区曾和100番地1） 注：県所有の「空中消火用水のう（7,570㍓）」は1基であるが、「群馬県、長野県、新潟県、栃木県及び茨城県」林野火災消火用資機材の保守等に関する協定（平成28年8月23日）により、林野火災発生時は最大で7基使用することが可能。</p> <p>(6)～(7)（略）</p>	<p>保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地（群馬県北群馬郡榛東村） ※2は、新潟県消防防災航空隊基地（新潟空港内） それ以外は、新潟県消防学校（新潟市西区曾和100番地1） 注：当県所有の「空中消火用水のう（7,570㍓）」は1基であるが、「群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県及び静岡県」林野火災消火用資機材の保守等に関する協定（平成30年10月15日）により、林野火災発生時は最大で7基使用することが可能。</p> <p>(6)～(7)（略）</p>	<p>県計画を踏まえた修正（時点修正） R2.10月</p>
<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節～第2章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節～第2章（略）</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第4部 油流出事故災害対策</p> <p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第4部 油流出事故災害対策</p> <p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 (略)</p>	
<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>市長は、気象状況及び災害による影響等により避難勧告等の発表が見込まれるときは必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>市長は、気象状況及び災害による影響等により避難指示等の発令が見込まれるときは必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正 文言整理</p>
<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>1～4 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>5 環境保全対策 油流出事故は、揮発成分等による大気汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。 これらの事故による環境の汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。</p> <p>(1) 環境汚染の応急対策</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市民等への周知及び避難誘導 市は、市民等の健康への影響が予想される場合、救護所等を設置し、市民等に対して次の内容を周知するとともに、健康被害の発生時に迅速に対応する。</p> <p>ア 避難勧告時の市民等の誘導 イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>5 環境保全対策 油流出事故は、揮発成分等による大気汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。 これらの事故による環境の汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。</p> <p>(1) 環境汚染の応急対策</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市民等への周知及び避難誘導 市は、市民等の健康への影響が予想される場合、救護所等を設置し、市民等に対して次の内容を周知するとともに、健康被害の発生時に迅速に対応する。</p> <p>ア 避難指示時の市民等の誘導 イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第4章 (略)</p>	<p>第4章 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第5部 海上事故災害対策</p> <p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第5部 海上事故災害対策</p> <p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 沿岸住民に対する避難勧告及び指示を行う。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 沿岸住民に対する避難指示_____を行う。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>市長は、気象状況及び災害による影響等により避難勧告等の発表が見込まれるとき、又は必要に</p>	<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>市長は、気象状況及び災害による影響等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。 組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 県の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海上災害は、 船舶所有者、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、警察、消防、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施する必要があるため、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が召集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。</p>	<p>応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。 組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 県の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難等、多数の死傷者や行方不明者が発生する可能性がある海上事故が発生した場合</u>、船舶所有者、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、警察、消防、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施する必要があるため、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が召集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。</p>	<p>一部改正 文言整理</p> <p>県計画を踏まえた修正（会議を開催する事故の様態を記載） R2.10月</p>
<p>第3節 (略)</p>	<p>第3節 (略)</p>	
<p>第4章 (略)</p>	<p>第4章 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第6部 鉄道事故災害対策</p> <p>第1章 (略)</p>	<p>第6部 鉄道事故災害対策</p> <p>第1章 (略)</p>	
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>担当：新幹線・交通政策課、危機管理課</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>担当：交通政策課、危機管理課</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>組織改編 R2.10月</p>
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、<u>避難勧告及び指示等を行う。</u></p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 危険物等流出時の対策</p> <p>ア 大規模な鉄道事故により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、<u>市ガス水道局等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、<u>避難指示 _____ 等を発令する。</u></p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 危険物等流出時の対策</p> <p>ア 大規模な鉄道事故により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、<u>__ガス水道局等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正 表現の統一（生活環境課）R4.3月</p> <p>文言修正（ガス水道局総務課）R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
3～4 (略)	3～4 (略)	
<p data-bbox="130 422 828 464">第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p data-bbox="130 537 264 573">1 (略)</p> <p data-bbox="130 627 368 663">2 市の活動体制</p> <p data-bbox="130 674 679 751">(1) (略) (2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="160 762 1353 1020">① 災害対策本部 市長は、周辺に及ぼす影響及び火災の延焼拡大等により避難勧告等の発表が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。 組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p data-bbox="160 1031 284 1066">② (略)</p> <p data-bbox="130 1121 305 1157">3～4 (略)</p> <p data-bbox="130 1211 368 1247">5 県の活動体制</p> <p data-bbox="130 1257 1347 1335">(1) (追加) 大規模な鉄道事故が発生したときは、各鉄道事業者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。</p> <p data-bbox="130 1346 255 1381">(2) (略)</p>	<p data-bbox="1380 422 2074 464">第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p data-bbox="1380 537 1513 573">1 (略)</p> <p data-bbox="1380 627 1617 663">2 市の活動体制</p> <p data-bbox="1380 674 1929 751">(1) (略) (2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="1409 762 2602 1020">① 災害対策本部 市長は、周辺に及ぼす影響及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。 組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p data-bbox="1409 1031 1534 1066">② (略)</p> <p data-bbox="1380 1121 1555 1157">3～4 (略)</p> <p data-bbox="1380 1211 1617 1247">5 県の活動体制</p> <p data-bbox="1380 1257 2597 1335">(1) 列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等、大規模な鉄道事故が発生したときは、各鉄道事業者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。</p> <p data-bbox="1380 1346 1504 1381">(2) (略)</p>	<p data-bbox="2626 810 2837 930">文言整理 災害対策基本法の一部改正</p> <p data-bbox="2626 1167 2837 1335">県計画を踏まえた修正（会議を開催する事故の様態を記載）R2.10月</p>
<p data-bbox="130 1411 412 1453">第3節 (略)</p>	<p data-bbox="1380 1411 1662 1453">第3節 (略)</p>	
<p data-bbox="617 1545 854 1587">第4章 (略)</p>	<p data-bbox="1863 1545 2101 1587">第4章 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第7部 道路事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>道路施設の_____崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故、危険物等の流出・炎上・爆発の事態等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 道路の現況</p> <p>本市における道路網の骨格は、高規格幹線道路と一般国道により形成されている。高規格幹線道路は新潟市を起点とし、本市の海岸平野部にほぼ平行して滋賀県米原市までつながる北陸自動車道と、群馬県藤岡市を起点とし、長野県を経て本市につながる上信越自動車道があり、上越ジャンクションで結ばれている。</p> <p>主な一般国道は、新潟市から本市の海岸平野部にそって京都府京都市までつながる一般国道8号、本市から妙高市を経て群馬県高崎市までつながる一般国道18号、本市と南魚沼市を結ぶ一般国道253号、新潟市から佐渡島を経由し、本市に至る一般国道350号のほか、一般国道403号、405号がある。</p> <p>また、上越市と南魚沼市を結ぶ上越魚沼地域振興快速道路は、現在整備が進められており、平成22年3月に浦川原ICから安塚IC間_____が供用開始した。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第7部 道路事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>道路施設の<u>自然災害による</u>崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故、危険物等の流出・炎上・爆発の事態等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 道路の現況</p> <p>本市における道路網の骨格は、高規格幹線道路と一般国道により形成されている。高規格幹線道路は新潟市を起点とし、本市の海岸平野部にほぼ平行して滋賀県米原市までつながる北陸自動車道と、群馬県藤岡市を起点とし、長野県を経て本市につながる上信越自動車道があり、上越ジャンクションで結ばれている。</p> <p>主な一般国道は、新潟市から本市の海岸平野部にそって京都府京都市までつながる一般国道8号、本市から妙高市を経て群馬県高崎市までつながる一般国道18号、本市と南魚沼市を結ぶ一般国道253号、新潟市から佐渡島を経由し、本市に至る一般国道350号のほか、一般国道403号、405号がある。</p> <p>また、上越市と南魚沼市を結ぶ上越魚沼地域振興快速道路は、現在整備が進められており、平成22年3月に浦川原ICから安塚IC間、平成31年3月に上越市寺ICから鶴町IC間が供用開始した。</p> <p>2 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（対策内容を明確化するための追記）R3.3月</p> <p>供用区間の変更に伴う修正（道路課）R3.3月</p>
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画の方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>関係機関の協力により、道路施設_____の崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する_____とともに、万が一の事故により多数の死傷者の発生、危険物等の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画の方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>関係機関の協力により、道路施設の<u>自然災害による</u>崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する<u>対策等の実施</u>とともに、万が一の事故により多数の死傷者の発生、危険物等の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（対策内容を明確化するための追記）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
2 (略)	2 (略)	
<p data-bbox="127 422 587 464">第2節 それぞれの役割</p> <p data-bbox="127 537 249 573">1 (略)</p> <p data-bbox="127 627 676 663">2 高田河川国道事務所、県、市の役割</p> <p data-bbox="151 674 498 709">(1) 道路点検_____の実施</p> <p data-bbox="181 720 1353 795">国道、県道、市道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。</p> <p data-bbox="181 806 1353 882">また、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。</p> <hr/> <p data-bbox="151 989 308 1024">(2)～(5) (略)</p> <p data-bbox="127 1077 249 1113">3 (略)</p>	<p data-bbox="1377 422 1837 464">第2節 それぞれの役割</p> <p data-bbox="1377 537 1498 573">1 (略)</p> <p data-bbox="1377 627 1926 663">2 高田河川国道事務所、県、市の役割</p> <p data-bbox="1400 674 1748 709">(1) 道路点検及び対策の実施</p> <p data-bbox="1430 720 2602 795">国道、県道、市道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。</p> <p data-bbox="1430 806 2602 882">また、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。</p> <p data-bbox="1430 892 2602 968">特に河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故の恐れが高いためパトロールや点検頻度を高め、対策を実施する。</p> <p data-bbox="1400 989 1558 1024">(2)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1377 1077 1498 1113">3 (略)</p>	<p data-bbox="2623 674 2837 840">計画を踏まえた修正（対策内容を明確化するための追記）R3.3月</p>
<p data-bbox="498 1142 982 1184" style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <hr/> <p data-bbox="127 1236 655 1272">担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <hr/> <p data-bbox="127 1367 498 1409">第1節 計画の方針</p> <p data-bbox="127 1482 249 1518">1 (略)</p> <p data-bbox="127 1572 397 1608">2 それぞれの責務</p> <p data-bbox="151 1619 308 1654">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="151 1665 308 1701">(3) 市の責務</p> <p data-bbox="181 1711 338 1747">①～④ (略)</p> <p data-bbox="181 1757 1056 1793">⑤ 現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、<u>避難勧告及び指示</u>等を行う。</p> <p data-bbox="181 1803 338 1839">⑥～⑦ (略)</p> <p data-bbox="181 1850 498 1885">⑧ 危険物等流出時の対策</p>	<p data-bbox="1745 1142 2228 1184" style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <hr/> <p data-bbox="1377 1236 1905 1272">担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <hr/> <p data-bbox="1377 1367 1748 1409">第1節 計画の方針</p> <p data-bbox="1377 1482 1498 1518">1 (略)</p> <p data-bbox="1377 1572 1647 1608">2 それぞれの責務</p> <p data-bbox="1400 1619 1558 1654">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1400 1665 1558 1701">(3) 市の責務</p> <p data-bbox="1430 1711 1587 1747">①～④ (略)</p> <p data-bbox="1430 1757 2306 1793">⑤ 現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、<u>避難指示</u>_____等を行う。</p> <p data-bbox="1430 1803 1587 1839">⑥～⑦ (略)</p> <p data-bbox="1430 1850 1748 1885">⑧ 危険物等流出時の対策</p>	<p data-bbox="2623 1757 2837 1833">災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 大規模な道路事故により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、<u>市</u>ガス水道局等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>ア 大規模な道路事故により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、<u>__</u>ガス水道局等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>文言修正（ガス水道局総務課）R4. 3月</p>
<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の活動体制</p> <p>(1) 災害規模等に応じた活動体制</p> <p><u>大規模な道路事故が発生したときは、</u>_____災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>市長は、周辺に及ぼす影響及び火災の延焼拡大等により<u>避難勧告等の発表</u>が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 県の活動体制</p> <p>(1) <u>大規模な道路事故が発生したときは</u>_____、各道路管理者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の活動体制</p> <p>(1) 災害規模等に応じた活動体制</p> <p><u>事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、</u>災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>市長は、周辺に及ぼす影響及び火災の延焼拡大等により<u>避難指示等の発令</u>が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 県の活動体制</p> <p>(1) <u>事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、</u>各道路管理者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>県の活動体制の修正箇所と表現を統一（道路課）R3. 3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正 文言整理</p> <p>県計画を踏まえた修正（会議を開催する事故の様態を記載）R2. 10月</p>

修正前	修正後	修正理由
第3節 (略)	第3節 (略)	
第4章 (略)	第4章 (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第8部 危険物等事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による重大事故等における、危険物等の流出・漏洩、炎上・爆発等の事態等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は危険物等による事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 危険物等施設の規制及び現況</p> <p>(1) 危険物製造施設等 危険物は、重要なエネルギー源であり、各種産業における原材料をはじめ一般家庭での文化的な生活を支える原動力として活用されていることから、近年各種産業の発展及び生活様式の高度化に伴い年々増加の一途をたどっている。 本市には、危険物製造所等が <u>1,228 施設</u>あり、消防法により規制されている。（施設数出所：上越地域消防事務組合 <u>平成 28 年年報</u>）</p> <p>(2) 火薬類製造施設等 本市には煙火製造所は存在しないが、火薬類取扱施設（貯蔵所）が <u>6 施設</u>あり、火薬類取扱事業者は、火薬類取締法（昭和 25 年法律 149 号）により規制されている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編 <u>平成 25 年度修正</u>）</p> <p>(3) 高圧ガス製造施設等 本市には、高圧ガス製造施設等が <u>521 施設</u>あり、高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律 204 号）により規制されている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編 <u>平成 25 年度修正</u>）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>(6) 放射性物質使用施設等 本市には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律 167 号）等により規制される医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が 16 施設あり、国は、放射線使用事業所に対し、災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導し、県は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に対し医療法施行規則の規定を順守するよう、監視結果に基づき指導を行っている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編 <u>平成 22 年度修正</u>）</p>	<p style="text-align: center;">第8部 危険物等事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による重大事故等における、危険物等の流出・漏洩、炎上・爆発等の事態等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は危険物等による事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。</p> <p>1 危険物等施設の規制及び現況</p> <p>(1) 危険物製造施設等 危険物は、重要なエネルギー源であり、各種産業における原材料をはじめ一般家庭での文化的な生活を支える原動力として活用されていることから、近年各種産業の発展及び生活様式の高度化に伴い年々増加の一途をたどっている。 本市には、危険物製造所等が <u>1,208 施設</u>あり、消防法により規制されている。（施設数出所：上越地域消防事務組合 <u>令和 2 年年報</u>）</p> <p>(2) 火薬類製造施設等 本市には煙火製造所は存在しないが、火薬類取扱施設（貯蔵所）が <u>5 施設</u>あり、火薬類取扱事業者は、火薬類取締法（昭和 25 年法律 149 号）により規制されている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編 <u>令和 2 年度修正</u>）</p> <p>(3) 高圧ガス製造施設等 本市には、高圧ガス製造施設等が <u>571 施設</u>あり、高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律 204 号）により規制されている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編 <u>令和 2 年度修正</u>）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>(6) 放射性物質使用施設等 本市には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律 167 号）等により規制される医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が 16 施設あり、国は、放射線使用事業所に対し、災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導し、県は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に対し医療法施行規則の規定を順守するよう、監視結果に基づき指導を行っている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編 <u>令和 2 年度修正</u>）</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

修正前	修正後	修正理由
2 (略)	2 (略)	
第2章 (略)	第2章 (略)	
<p data-bbox="507 554 970 596" style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <div data-bbox="142 646 658 684" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> </div> <div data-bbox="154 779 483 819" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>第1節 計画の方針</p> </div> <p data-bbox="130 894 249 926">1 (略)</p> <p data-bbox="130 984 400 1016">2 それぞれの責務</p> <p data-bbox="151 1031 311 1062">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="151 1077 314 1108">(3) 市の責務</p> <p data-bbox="178 1123 332 1155">①～④ (略)</p> <p data-bbox="178 1169 1059 1201">⑤ 現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、<u>避難勧告及び指示</u>等を行う。</p> <p data-bbox="178 1215 332 1247">⑥～⑦ (略)</p> <p data-bbox="178 1262 498 1293">⑧ 危険物等流出時の対策</p> <p data-bbox="201 1308 1353 1472">ア 事故災害により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、<u>市ガス水道局</u>等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</p> <p data-bbox="201 1486 311 1518">イ (略)</p> <p data-bbox="151 1533 311 1564">(4)～(7) (略)</p> <p data-bbox="130 1619 311 1650">3～4 (略)</p>	<p data-bbox="1748 554 2211 596" style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <div data-bbox="1389 646 1905 684" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> </div> <div data-bbox="1400 779 1730 819" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>第1節 計画の方針</p> </div> <p data-bbox="1377 894 1495 926">1 (略)</p> <p data-bbox="1377 984 1647 1016">2 それぞれの責務</p> <p data-bbox="1397 1031 1558 1062">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1397 1077 1561 1108">(3) 市の責務</p> <p data-bbox="1424 1123 1578 1155">①～④ (略)</p> <p data-bbox="1424 1169 2306 1201">⑤ 現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、<u>避難指示</u> _____ 等を行う。</p> <p data-bbox="1424 1215 1578 1247">⑥～⑦ (略)</p> <p data-bbox="1424 1262 1745 1293">⑧ 危険物等流出時の対策</p> <p data-bbox="1448 1308 2599 1472">ア 事故災害により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、<u>__ガス水道局</u>等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</p> <p data-bbox="1448 1486 1558 1518">イ (略)</p> <p data-bbox="1397 1533 1558 1564">(4)～(7) (略)</p> <p data-bbox="1377 1619 1558 1650">3～4 (略)</p>	<p data-bbox="2614 1169 2840 1243">災害対策基本法の一部改正</p> <p data-bbox="2614 1308 2840 1423">文言修正（ガス水道局総務課）R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="130 323 831 373">第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p data-bbox="130 443 249 478">1 (略)</p> <p data-bbox="130 533 368 569">2 市の活動体制</p> <p data-bbox="130 579 261 615">(1) (略)</p> <p data-bbox="130 625 679 661">(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="160 672 397 707">① 災害対策本部</p> <p data-bbox="189 718 1350 840">市長は、周辺に及ぼす影響及び危険物等の漏洩拡大等により避難勧告等の発表が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p data-bbox="189 850 1350 928">組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p data-bbox="160 938 290 974">② (略)</p> <p data-bbox="130 1026 308 1062">3～6 (略)</p>	<p data-bbox="1380 323 2080 373">第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p data-bbox="1380 443 1498 478">1 (略)</p> <p data-bbox="1380 533 1617 569">2 市の活動体制</p> <p data-bbox="1380 579 1510 615">(1) (略)</p> <p data-bbox="1380 625 1929 661">(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="1409 672 1647 707">① 災害対策本部</p> <p data-bbox="1439 718 2599 840">市長は、周辺に及ぼす影響及び危険物等の漏洩拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p data-bbox="1439 850 2599 928">組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p data-bbox="1409 938 1540 974">② (略)</p> <p data-bbox="1380 1026 1558 1062">3～6 (略)</p>	<p data-bbox="2626 718 2837 840">災害対策基本法の一部改正 文言整理</p>
<p data-bbox="130 1136 409 1186">第3節 (略)</p>	<p data-bbox="1380 1136 1659 1186">第3節 (略)</p>	
<p data-bbox="587 1226 884 1276">第4章 (略)</p>	<p data-bbox="1843 1226 2131 1276">第4章 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第9部 集団事故災害対策</p> <p>第1章 (略)</p>	<p>第9部 集団事故災害対策</p> <p>第1章 (略)</p>	
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課、観光振興課</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>担当：危機管理課、観光交流推進課</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	組織改編 R2.10月
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：危機管理課、観光振興課</p> <p>第1節 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>担当：危機管理課、観光交流推進課</p> <p>第1節 (略)</p>	組織改編 R2.10月
<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県の活動体制</p> <p>(1) 集団事故災害が発生したときは _____、各施設管理者、市ほか 関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県の活動体制</p> <p>(1) 催事等の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等により多数の死傷者が発生した場合、各施設管理者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。</p> <p>(2) (略)</p>	県計画を踏まえた修正（会議を開催する事故の様態を追加） R2.10月
<p>第3節 (略)</p>	<p>第3節 (略)</p>	